

令和元年6月11日 開会

令和元年6月21日 閉会

令和元年第2回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

6月11日（火）

議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第23号について（提案説明・質疑・討論・採決）	4
報第2号について（提案説明・質疑）	9
議第24号について（提案説明・採決）	10
議第25号について（提案説明・委員会付託）	11
議第26号について（提案説明・委員会付託）	12
議第27号について（提案説明・委員会付託）	13
議第28号について（提案説明・委員会付託）	15
議第29号について（提案説明・委員会付託）	18
議第30号について（提案説明・質疑・討論・採決）	21
議第31号から議第33号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）	22
岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	25
報第3号について（提案説明・質疑）	27
散会	28
会議録署名議員	29

6月21日（金）

議事日程	31
議長及び出席議員	31
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	31

職務のために出席した者	3 2
開議	3 3
会議録署名者決定	3 3
一般質問	3 3
6 番 大平文雄議員	3 3
7 番 岩田譲治議員	3 7
1 番 西松幸子議員	4 0
5 番 小川文雄議員	4 4
委員会報告	5 6
議会改革特別委員会	5 6
民生文教常任委員会	5 8
議第25号について（質疑・討論・採決）	5 8
議第26号について（質疑・討論・採決）	5 8
議第27号について（質疑・討論・採決）	5 9
議第28号について（質疑・討論・採決）	5 9
議第29号について（質疑・討論・採決）	6 0
議第34号について（提案説明・質疑・討論・採決）	6 0
議第35号について（提案説明・質疑・討論・採決）	6 1
報第4号について（提案説明・質疑）	6 2
閉会	6 4
会議録署名議員	6 5

令和元年 6 月 1 1 日（第 1 日）

議 事 日 程 （令和元年6月11日第1日）

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第23号 専決処分の承認について
専第1号 安八町税条例等の一部を改正する条例制定について
専第3号 平成31年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第4 報第2号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について
専第2号 専決処分書
- 日程第5 議第24号 監査委員の選任につき同意を求める件
- 日程第6 議第25号 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第26号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第27号 安八町工場立地法に基づく準則を定める条例制定について
- 日程第9 議第28号 安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定について
- 日程第10 議第29号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第30号 大垣消防組合規約の変更に関する協議について
- 日程第12 議第31号 大垣衛生施設組合規約の変更に関する協議について
- 日程第13 議第32号 西濃環境整備組合規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議第33号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について
- 日程第15 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第16 報第3号 平成30年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 古 澤 榮 一

○出席議員（9名）

1番	西 松 幸 子	2番	碓 井 昭 夫	3番	西 松 巖
5番	小 川 文 雄	6番	大 平 文 雄	7番	岩 田 讓 治
8番	古 澤 榮 一	9番	山 中 美恵子	10番	渡 邊 明 博

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	堀正	副町長	岡田武史
教育長	渡邊均	調整監	水谷秀平
建設調整監兼 産業振興課長	岡田立	総務課長	山田靖
企画調整課長	大平共美	会計管理者	堀芳弘
税務課長	坂優	住民環境課長	吉村等
福祉課長	坂和由	建設課長	河合一
生涯学習課長	安井孝行	学校教育課長	堀隆志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	今村厚士	書記	定益直子
書記	馬淵佑司		

(開会時間 午前10時00分)

議 長 皆さん、おはようございます。

町内の水田も大分青くなりましたが、まだまだ田植えをやっておられるところがあるようでございますが、お忙しいところ御参集いただきましてありがとうございます。それでは、ただいまから始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は9名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回安八町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名いたします。

本日の会議録署名者は、2番 碓井昭夫君、3番 西松巖君に指名をいたします。

議 長 日程第2、会期決定についてお諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月21日までの11日間にすることに決定しました。

議 長 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 皆さん、おはようございます。

本日、令和元年第2回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

日ごろは町政発展のために格別の御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

5月より町長としての3期目の任期がスタートしております。安八スマートインターチェンジ周辺の土地利用の見直しを行い、スピード感を持って企業誘致を進め、安八町で生まれ育った若い世代が安八町で働き、生涯を通し

て安心して暮らしていけるまちづくりを進めていきたいと考えております。
また、どんな時代でも、どんな社会、経済状況の変化にも対応できるスリムな足腰の強いまちづくりを進めていくことが大事と考えております。今後とも皆様方の一層のお力添えを賜りますようよろしくお願いをいたします。

令和元年がスタートして1カ月半が過ぎようとしております。今年度から第五次総合計画の後期4年間の基本計画が始まります。町の目指す計画に盛り込んでいる幾多の重要事業を遂行するため、全力をささげる所存でございます。議員各位の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

さて、本日提案いたしております主な案件ですが、監査委員の選任、令和元年度一般会計補正予算、専決処分の承認、条例改正、条例制定、規約の変更に関する協議、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、平成30年度の繰越明許費繰越計算書の報告となっております。

個々の案件につきましては、担当より説明をさせていただきますので、十分御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いを申し上げます。説明は、簡潔明瞭をお願いをいたします。

議長 日程第3、議第23号 専決処分の承認についてを議題といたします。

専決処分の承認は2件ありますので、2件を1議案として説明させていただきます。その後、質疑を行います。

提案説明を求めます。

税務課長 坂優君。

税務課長 税務課より、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月29日に成立し、同日公布されたことに伴い、安八町税条例等の一部を改正する条例の専決処分をさせていただきましたので、朗読説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第23号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和元年 6 月 11 日提出、安八郡安八町長。

1 枚はねていただきまして、専第 1 号 安八町税条例等の一部を改正する条例制定について。

安八町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年 3 月 31 日専決、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1 枚はねていただきまして、安八町税条例等の一部を改正する条例。

以下、改正条文でございます。

今回の改正につきましては、平成31年 4 月 1 日施行の改正分に加えて、軽自動車税についてグリーン化特例の見直しが段階的に行われることに伴いまして、施行日が異なることにより施行日を基本として、第 1 条から第 5 条の条立て編成をしているものでございます。

主な改正内容につきましては、別冊の議案資料で説明をさせていただきます。

議案資料の 1 ページをお開きください。

町税条例等の改正概要でございます。

まず個人住民税につきましては、1 点目、ふるさと納税制度（寄附金税額控除）の見直しがこの 6 月 1 日に施行され、ふるさと納税を受ける地方団体に適合基準が設けられました。基準は寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体、かつ返礼品については地場産品とすることとなりました。その上で総務大臣が地方財政審議会内の意見を聞き、ふるさと納税の対象となる地方公共団体を指定することとなりました。

2 点目、住宅ローン控除制度の拡充が行われ、住宅ローン控除の控除期間が 3 年間延長されました。消費税引き上げに伴う需要変動の平準化対策として行われるもので、延長される控除期間 11 年目から 13 年目についても所得税額から控除し切れない額について、これまでと同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除するものでございます。

3 点目、子供の貧困に対応するため、個人住民税の非課税措置が行われました。事実婚状態でないひとり親、単身児童扶養者に対しまして、寡婦控除と同様に前年の合計所得金額が 135 万円以下である場合、平成 33 年度分以降

の個人住民税を非課税とするものでございます。

次に、軽自動車税につきましては、1点目の(1)の中段、「なお、」からとなります。消費税の引き上げに伴う需要変動の平準化対策といたしまして、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置が講じられ、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得いたしました自家用の軽自動車につきましては、環境性能割の税率が1%軽減されます。

上段に戻っていただきまして、軽自動車税については平成28年度地方税の改正により、環境性能割が創設されました。これは消費税率10%への引き上げになった際に自動車取得税を廃止し、新たに軽自動車税にも環境性能割が創設されるもので、令和元年10月1日の施行となるものでございます。消費税の引き上げに伴う環境性能割の創設に合わせて、現行の軽自動車税は種別割に名称が変わります。軽自動車税は環境性能割と種別割の2つで構成されることとなります。

2点目、軽自動車税におけるグリーン化特例適用基準の見直しが行われました。こちらについても消費税の引き上げに配慮し、現行制度が2年間延長となりました。その後、令和3年4月1日以後については新車の新規登録等を受ける軽自動車に対する種別割のグリーン化特例の適用対象については、自家用の電気自動車及び天然ガス自動車に限定されることとなります。これらは消費税率10%への引き上げにあわせ、自動車税の税率が恒久的に引き下げられます。これにより需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車への買いかえの促進による燃費性能のすぐれた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図ることを目的としているものでございます。同時に自動車税の恒久減税による地方税の減少が見込まれますが、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保するため、一環として行われるものでございます。

次に、固定資産税につきましては、震災等に係る税制上の特例措置や納税環境整備としてe L T A X障害発生時の申告等に係る申告期限の延長等が行われました。

以上が改正の概要となります。

議案資料の2ページ、3ページには改正概要につきまして、町条例の改正条文に対応する法令及び改正概要について詳細に記載をさせていただいてお

ります。お目通しをいただきますと幸いです。

議案書に戻っていただきまして、改正本文の16ページをお開き願います。
附則でございます。

この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。ただし、
各号の規定は各号に定める日から施行となります。

以下、第2条から第4条は町民税、第5条は固定資産税、第6条から第8
条は軽自動車税に関する経過措置でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 総務課長 山田靖君。

総務課長 続きまして、議案書の21ページをお願いいたします。

専第3号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

専第3号 平成31年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）。

平成31年度安八郡安八町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ
による。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
191万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億9,691万6,000円
とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年4月26日専決、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円
でございます。

23ページは歳入、24ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額52億9,500万円から191万6,000円を増額し、52億9,691
万6,000円とするものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

25ページの上段、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、
補正額189万3,000円につきましては、今回の補正によります財源調整のため、
基金から繰り入れを行ったものでございます。

1枚はねていただきまして、26ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

26ページの上段、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、増額の2万3,000円でございます。財源内訳は、特定財源のその他、諸収入の2万3,000円は総合賠償補償保険からの2万3,000円でございます。節区分の補償、補填及び賠償金2万3,000円は、平成31年3月14日に安八町総合体育館駐車場で発生しました車両の損傷事故により、安八町が相手方に対して損害賠償金を支払うものでございます。以上でございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 引き続き、26ページ中段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、排水機費、補正額150万2,000円、節区分、工事請負費150万2,000円は、中須川南部排水機場高圧受電設備内ガス遮断器が故障し、出水期を控え、早急に更新工事が必要であったため、補正をしたものでございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 引き続き最下段をお願いいたします。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の39万1,000円、節区分といたしまして備品購入費39万1,000円は、結、牧での通級教室開設のための備品購入費でございます。

以上、専第3号、一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 本件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第23号は原案どおり承認いたしました。

議 長 日程第 4、報第 2 号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の27ページをお願いいたします。

報第 2 号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

報第 2 号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものとする。

令和元年 6 月11日提出、安八郡安八町長。

1 枚はねていただきまして、29ページをお願いいたします。

専第 2 号 専決処分書。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項（平成30年安八町議会告示第 1 号）として、次のとおり専決処分する。

平成31年 4 月12日専決、安八郡安八町長。

安八町は、今回、平成31年 3 月14日に発生いたしました車両の損傷事故に関しまして、相手方との和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして専決処分いたしましたので御説明申し上げます。

記といたしまして、1. 和解及び損害賠償の相手方につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

2. 事故の概要につきまして、平成31年 3 月14日午後 8 時50分ごろ、安八町大野343番地の安八町総合体育館駐車場にて相手方の乗用車が白線ラインで路面標示されております駐車スペースで後進して駐車しようとしたところ、安八町が管理します桜の木の枝が駐車スペースの枠内に出っ張っていたため、相手方の乗用車の後方上部が接触しまして、車両が損傷したものでございます。

3. 和解の概要、安八町は駐車場及び桜の木の管理に瑕疵があったことを認め、相手方に対し本件事故に関する一切の損害賠償金として 2 万2,486円

を支払う。なお、本件和解のほか、安八町及び相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

以上、御報告させていただきます。

議長 本件について、質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第2号 地方自治法第180条の規定による専決処分の報告についてを終わります。

議長 日程第5、議第24号 監査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは議第24号につきまして、まず議案を朗読し、その後提案説明をさせていただきます。

議第24号 監査委員の選任につき同意を求める件。

本町監査委員を次のとおり選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、識見を有する者のうちから選任する者。住所、安八郡安八町東結1897番地。氏名、清伸二。生年月日、昭和16年2月15日生まれ。

提案説明をさせていただきます。

今回、提案させていただきます清伸二氏は、6月19日をもちまして任期満了となります。平成27年6月より1期4年にわたり本町監査委員としてお世話になってまいりました。清伸二氏は東結にお住まいで、税理士として活躍されておられる方でございます。町の財政だけでなく、行政運営に関しましてもすぐれた識見をお持ちでございます。税理士以外でも培ってこられた豊富な経験をもとに4年間御提言や御指導をいただいております。引き続き監査委員としてお世話になりたいと思いますので、提案申し上げ、任命の同意をお願いするものでございます。どうぞ御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長 本件については質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第24号は原案どおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第6、議第25号 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の33ページをお願いいたします。

議第25号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第25号 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部改正に伴い、投票所経費等の基準額が改定されたため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

以下は、改正本文でございます。

内容につきましては別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表でございます。

左列が改正前、右列が改正後でございます。

今回、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、5月15日に公布され、同日施行となりました。

改正内容といたしましては、国会議員の選挙等の執行において、国が負担する経費で地方公共団体に交付する基準額の改定が行われました。そこで今

回の改正を受けまして、選挙執行経費の基準額に関しまして所要の改正を行うものでございます。

改正後といたしまして、投票所の投票管理者日額1万2,800円、開票管理者並びに選挙長につきましては日額1万800円とするものでございます。投票所の投票立会人につきましては日額1万900円、開票立会人、また選挙立会人につきましては日額8,900円、期日前の投票所の投票管理者につきましては日額1万1,300円、期日前投票所の投票立会人につきましては日額9,600円とするものでございます。

それでは、議案書の35ページにお戻りいただきたいと思います。

議案書の本文をお願いいたします。

附則となります。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第25号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第25号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第7、議第26号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の37ページをお願いいたします。

議第26号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第26号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮

者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の一部改正に伴い、児童扶養手当における受給者の所得を確認する期間が変更されたため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

安八町福祉医療費助成に関する条例（昭和50年安八町条例第23号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

新旧対照表とあわせて御説明申し上げますので、別冊議案資料の7ページをごらんください。

条例の新旧対照表、左側が改正前、右側が改正後でございます。

第2条第1項第3号で、引用する母子及び寡婦福祉法に父子が加わったため、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改めるものでございます。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いします。

8ページの第4号では、法律に父子が加わったことによりまして、女子を男子に読みかえる規定を削除し、改めるものでございます。

7ページの第3号及び第3号のア及び8ページの第4号のアにおきまして、ともに児童扶養手当法の改正により前々年の所得に基づいて判定する適用期間を「9月まで」から「10月まで」と改正するものでございます。

議案書本文の39ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第3号ア及び第4号アの規定につきましては、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第26号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第26号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第8、議第27号 安八町工場立地法に基づく準則を定める条例制定に

ついてを議題とします。

提案説明を求めます。

企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 議案書41ページをお願いいたします。

議第27号につきまして、朗読並びに御説明させていただきます。

安八町工場立地法に基づく準則を定める条例制定について。

安八町工場立地法に基づく準則を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、既存企業の設備投資の拡大や企業誘致の促進による雇用の創出と地域の活性化を図るため、工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づき、一定規模以上の工場が敷地面積に対して整備すべき緑地面積割合等を定めた国の準則を緩和するため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町工場立地法に基づく準則を定める条例。以下、本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明をいたしますので、議案書9ページをお願いいたします。

安八町工場立地法に基づく準則を定める条例の主な事項につきまして御説明させていただきます。

概要といたしましては、工場立地法では一定規模以上の工場において生産施設や緑地等の面積の敷地面積に対する割合に関する準則を定め、新設や変更を行う際に届け出を義務づけております。

工場立地法で規定されている法準則にかえて適用すべき町準則を条例で定めるものでございます。

第1条（趣旨）につきましては、工場立地法の規定に基づき、法準則にかえて町準則を条例で定めるというものでございます。

第2条（定義）につきましては、条例の用語は、工場立地法、工場立地法施行規則及び都市計画法において使用する用語によるものでございます。

第3条（区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合）につきましては、条例の適用区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合と重複緑地の算入割合を規定するもので

ございます。今回、表のように法準則を町準則の割合にかえるものでございます。

第4条（特定工場の敷地が2以上の区域にわたる場合の適用）につきましては、特定工場の敷地において規定する区域の敷地割合が最も高い場合は、敷地全部について当該区域の割合を適用し、規定する区域以外の敷地割合が最も高い場合は条例の規定は適用せず、法準則を適用するものでございます。

裏面10ページをお願いいたします。

第5条（特定工場の敷地が隣接する地方公共団体の区域にわたる場合の適用）につきましては、特定工場の敷地が隣接する市町の区域にわたる場合は、町長が隣接市町の長と協議して条例の適用を定めるものでございます。

第6条（環境施設の配置における周辺の地域への配慮）につきましては、特定工場敷地内の環境施設の配置について、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう住宅地との隣接部分等の隣接部に配置することを定めるものでございます。

附則といたしまして、第1項（施行期日）といたしましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項（経過措置）といたしましては、条例施行前にある特定工場が緑地または緑地以外の環境施設の面積のみの変更を行う場合は、法準則を下回ることとはできないものでございます。

第3項につきましては、昭和49年6月28日に設置または設置工事が行われた特定工場が面積の変更を行う際、条例においても当該計算式の係数に読みかえて準用することを定めるというものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第27号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第27号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第9、議第28号 安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 議案書47ページをお願いいたします。

議第28号につきまして、朗読並びに御説明させていただきます。

安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定について。

安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、安八スマートインターチェンジ工業団地地区地区計画の策定に伴い、当該区域における建築物の制限に関する本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例。

以下、本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料にて御説明いたしますので、議案資料11ページをお願いいたします。

安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の主な事項につきまして御説明させていただきます。

概要といたしましては、安八スマートインターチェンジ周辺は企業立地や既存企業の振興とともに雇用機会の拡大を図るべく、工業系土地利用の推進を図る区域として位置づけております。今月末の安八スマートインターチェンジ工業団地地区地区計画を策定するに当たり、不良な街区形成を防止するため、地区整備計画に基づく建築物の制限に関する条例を制定するものであります。

第1条（目的）につきましては、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、建築物に関する制限を定め、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とするというものでございます。

第2条（用語の定義）につきましては、建築基準法及び建築基準法施行令において、使用する用語の例によるものでございます。

第3条（適用区域）につきましては、別表第1に掲げる区域、名称は安八

スマートインターチェンジ工業団地地区整備計画区域でございます。

第4条（建築物の用途の制限）につきましては、別表第2の建築してはならない建築物欄の1から3に掲げる建築物は、建築してはならないものであります。

第5条（建築物の敷地面積の最低限度）につきましては、別表第2の建築物の最低限度欄に掲げる数値以上の敷地面積、A地区は1万平方メートル、B地区は1,500平方メートル、C地区は500平方メートルでなければならないものでございます。

第6条（建築物の敷地が地区整備計画が定められている区域の内外にわたる場合等の措置）につきましては、敷地の過半が地区整備区域内にある場合は、第4条及び第5条の規定を適用するものでございます。

裏面、12ページをお願いいたします。

第7条（既存の建築物に対する制限の緩和）につきましては、本条例の施行の際に現に存在する建築物について、第4条の規定を適用しない範囲を定めるというものでございます。

第8条（特例による許可）につきましては、町長が認める場合は特例により建築を許可するものでございます。

第9条（罰則）につきましては、第4条または第5条の規定に違反した場合、50万円以下の罰金に処するというものでございます。

第10条（委任）につきましては、この条例の施行に関し、必要事項は別に定めるというものでございます。

附則といたしまして、第1項（施行期日）といたしましては、この条例は安八スマートインターチェンジ工業団地地区地区計画の決定の告示日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第28号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第28号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第10、議第29号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の53ページをお願いいたします。

議第29号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第29号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）。

令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,809万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億1,501万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

55ページは歳入、56ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額52億9,691万6,000円から1,809万7,000円を増額し、53億1,501万3,000円とするものでございます。

続きまして、57ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

続きまして、58ページをお願いいたします。

58ページの下段、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額567万8,000円につきましては、今回の補正によります財源調整のため基金から繰り入れを行うものでございます。

続きまして、59ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

最初に御説明をさせていただきますが、歳出のうち、59ページ以降64ページまでの節区分2番の給料、3番の職員手当等、4番の共済費の人件費関係、

並びに 7 番の賃金につきましては 4 月の人事異動に伴います科目間の組み替えが主な補正内容でございますので、組み替えに伴います各科目間での説明は省略させていただきますが、3 枚はねていただきまして、64 ページをお願いいたします。

64 ページの中段、款、教育費、項、社会教育費、目、ハートピア安八費の
人件費につきましては、6 月 1 日より職員 1 名が復職したことによりまして、
その職員分の人件費が増額となったものでございます。

以上でございます。

議 長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、企画調整課分でございます。

59 ページ中段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、事業といたしましてプレミアム付商品券事業、補正額 735 万 4,000 円。プレミアム付商品券事業といたしまして、消費税増税に伴う影響緩和及び消費喚起のための低所得者及び子育て世帯を対象にプレミアム付商品券を発行していく事業でございます。節区分 3. 職員手当等 7 万 1,000 円、4. 共済費 9 万 4,000 円、7. 賃金 66 万 7,000 円、11. 需用費 232 万 8,000 円、12. 役務費 271 万 3,000 円、13. 委託料 148 万 1,000 円。これらは全てプレミアム付商品券事業の事務費を計上しておるものでございます。財源内訳といたしまして、全て特定財源、国庫支出金でございます。

議 長 住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 続きまして、1 枚はねていただきまして、60 ページをお願いいたします。

表の中段でございます。款、総務費、項、戸籍住民基本台帳費、目、戸籍住民基本台帳費、補正額 217 万 3,000 円のうち、節区分、委託料の業務委託、補正 43 万 2,000 円は、戸籍住民基本台帳事務経費中、広域行政窓口用のファクスの登録システムの変更を行うものでございます。

続きまして、下の表でございます。款、民生費、項、社会福祉費、目としましては次ページの国民年金事務費、補正額 3 万 9,000 円。財源内訳としまして、国庫支出金 3 万 9,000 円は国民年金事務費委託金 3 万 9,000 円。節区分としましては、委託料の業務委託としましては、補正額、減額の 4 万 9,000

円。これにつきましては、3万9,000円の特財を充当してのシステム改修費3万9,000円、また業務委託から使用料への節の組み替えが8万8,000円でございます。差し引きの減額の4万9,000円であります。また、節14使用料及び賃借料ですが、組み替え分の増額8万8,000円です。いずれも国民年金事務経費中、年金生活者支援給付金事務の改修に伴うシステム改修の経費でございます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 引き続き61ページをお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、安八温泉費、補正額、30万5,000円。節区分の使用料及び賃借料は安八温泉の脱衣室のエアコンを更新するため、そのリース料を補正計上するものでございます。

続きまして、目、身体障がい者福祉費、補正額16万2,000円。特定財源の国庫支出金16万2,000円は、障害者総合支援事業費補助金でございます。節区分の委託料、業務委託は、障害者支援システムの改修費でございます。

続きまして、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、補正額353万4,000円。特定財源の国庫支出金219万8,000円は、子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

1枚はねていただきまして、節区分の委託料、業務委託219万8,000円は、保育料無償化に伴う子ども・子育て支援システムの改修費でございます。

議長 建設調整監兼産業振興課長 岡田立君。

建設調整監兼産業振興課長 議案書の62ページの最下段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額226万6,000円。営農組織支援推進事業でございます。財源内訳といたしましては全て県支出金で、担い手確保経営強化支援事業補助金178万1,000円と元気な農業産地構造改革支援事業補助金48万5,000円でございます。節区分は補助金226万6,000円でございます。平成30年度の国の2次補正予算にて営農組織の機械導入補助が採択されたものと、今年度、JAにしみののカントリーエレベーター内に関する機械購入が県補助として採択されたことを受け、補正をお願いするものでございます。

議長 生涯学習課長 安井孝行君。

生涯学習課長 続きまして、64ページ上段をお願いいたします。

款、教育費、項、社会教育費、目、公民館費、補正額118万円。財源内訳としましては、特定財源、その他寄附金10万円です。節の工事請負費108万円につきましては、中央公民館北側のネットフェンス全長53メートルをガードパイプにする改修工事でございます。節の備品購入費10万円は、町内の匿名の方より中央公民館の備品充実のための指定寄附金でございます。

続きまして、目、ハートピア安八費、補正額479万4,000円のうち、図書館運営経費としまして、財源内訳、特定財源その他寄附金30万円。こちらにつきましては、安藤重寿氏より萬壽男文庫充実のための指定寄附金でございます。節の備品購入費としまして、輪中等に関する書籍の購入費でございます。

以上、令和元年度一般会計補正予算（第2号）につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第29号は、会期内の各常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第29号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第11、議第30号 大垣消防組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の65ページ、並びに議案資料の13ページをそれぞれお願いいたします。

議第30号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第30号 大垣消防組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大垣消防組合規約（昭和45年県指令地第95号）の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、大垣市議会委員会条例の一部を改正する条例が令和元年5月1日から施行されたことに伴い、本規約の一部を変更すること

となりました。つきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、大垣消防組合を組織する構成市町の議会の議決が必要となるため、本議案を提案させていただいたものでございます。

議案書を1枚はねていただきまして、67ページをお願いいたします。

大垣消防組合規約の一部を改正する規約。

大垣消防組合規約（昭和45年県指令地第95号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「建設環境委員長」を「消防事務を所管する委員会の委員長」に改めるものでございます。

議案資料の13ページの最上段をお願いいたします。

大垣消防組合規約新旧対照表でございます。

左列が改正前、右列が改正後となっております。

本規約の第5条につきましては、組合の議会の組織及び議員の選出方法を規定するものでございまして、今回、大垣市議会委員会条例の一部改正に伴い、消防事務を所管する委員会の名称が建設環境委員会から総務環境委員会に改められたものでございます。

議案書の67ページをお願いいたします。

最後に附則となります。

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 本件について、質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第30号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第12、議第31号 大垣衛生施設組合規約の変更に関する協議について、

日程第13、議第32号 西濃環境整備組合規約の変更に関する協議について、
日程第14、議第33号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議に
ついての3議案を一括議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第31号から議第33号までの3議案は改正の根拠が同じでございますので、当町の加入する一般廃棄物処理の一部事務組合に関する規約改定でございますので、3議案続けて順に朗読、最後に改正の御説明をさせていただきます。

議第31号 大垣衛生施設組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大垣衛生施設組合規約（昭和57年岐阜県指令地第1239号）の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、71ページをお願いします。

改正本文でございます。

大垣衛生施設組合規約の一部を改正する規約。

大垣衛生施設組合規約（昭和57年岐阜県指令地第1239号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、建設環境委員長及び建設環境副委員長」を「並びに一般廃棄物に関する事務を所管する委員会の委員長及び副委員長」に改める。

附則としまして、この規約は岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

続きまして、73ページ、議第32号 西濃環境整備組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、西濃環境整備組合規約（昭和45年岐阜県指令地第195号）の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、改正本文でございます。

西濃環境整備組合規約の一部を改正する規約。

西濃環境整備組合規約（昭和45年岐阜県指令地第195号）の一部を次のよ

うに改正する。

第5条第2項中「建設環境委員長」を「一般廃棄物に関する事務を所管する委員会の委員長」に改める。

附則としまして、この規約は岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

1枚はねていただきまして、議第33号でございます。

西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、西南濃粗大廃棄物処理組合規約（昭和47年岐阜県指令地第946号）の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、改正本文でございます。

西南濃粗大廃棄物処理組合規約の一部を改正する規約。

西南濃粗大廃棄物処理組合規約（昭和47年岐阜県指令地第946号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「建設環境委員長」を「一般廃棄物に関する事務を所管する委員会の委員長」に改める。

附則としまして、この規約は岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議案資料の13ページ、最終ページをお願いいたします。

議第31号から33号までの新旧対照表を掲載しております。

2段目の表が大垣衛生施設組合、3段目の表が西濃環境整備組合、一番下段が西南濃粗大廃棄物処理組合でございます。

いずれの一部事務組合につきましても大垣市の常任委員会の条例が改正されまして、廃棄物を所管する委員会が建設環境委員会から総務環境委員会へと組織改正されました。それによりまして今回の規約を改正するもので、表現といたしまして改正後は一般廃棄物に関する事務を所管する委員会へと改めるものでございます。

各構成市町の各議会で議決しまして、組合から県のほうへ許可申請をしてみたいです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議第31号 大垣衛生施設組合規約の変更に関する協議について、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第31号は原案どおり可決いたしました。

議第32号 西濃環境整備組合規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第32号は原案どおり可決いたしました。

議第33号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について、質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第33号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第15、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを行います。

議会事務局より朗読させます。

議会事務局長 議案書81ページをお願いいたします。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

岐阜県後期高齢者医療広域連合の適切な運営のため、地方自治法第291条の5第1項及び本広域連合規約第8条第1項の規定により、選挙を行うものとする。

令和元年6月11日、安八郡安八町長。

議 長 お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、ただいまから指名をいたします。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、町長 堀正君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました方が当選されました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました町長堀正君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

議長 日程第16、報第3号 平成30年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書83ページをお願いいたします。

報第3号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

報第3号 平成30年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成30年度安八郡安八町一般会計予算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものとする。

令和元年6月11日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、85ページをお願いいたします。

平成30年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書。単位は1,000円でございます。

款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路維持経費は、橋梁補修2橋及びその補修に係る設計監理委託業務費でございます。翌年度繰越額2,157万9,000円。財源内訳、未収入特定財源として、国県支出金1,166万円、地方債890万円でございます。

2段目、事業名、道路新設改良事業は、通学路交通安全プログラム事業で、牧、一番割押口線交差点改良工事費でございます。翌年度繰越額1,767万円。未収入特定財源として、国県支出金971万8,000円、地方債710万円でございます。

3段目、項、都市計画費、事業名、都市計画整備道路改良事業は、県道間アクセス道路（北方多度線部）整備工事ほか2路線、南川六反1号線、道路改良測量設計業務委託費ほか1路線。翌年度繰越額3億280万2,000円。未収入特定財源、国県支出金は1億5,140万円、地方債1億3,620万円でございます。

最下段、事業名、スマートインターチェンジ建設事業、こちらは南長田大湊線道路改良整備工事、名神北側側道でございます。翌年度繰越額922万9,000円。未収入特定財源として、地方債830万円、その他90万円でございます。

す。

財源内訳の未収入特定財源のうち、国県支出金は社会資本整備総合交付金、地方債は公共事業等債、地方道路整備事業債でございます。その他はふるさと基金繰入金でございます。

いずれも許認可に係る国や県との調整、複数の工事現場が隣接しているため、通行規制など警察、住民や企業との調整に時間を要したことなどにより工事の進捗に影響が生じ、繰り越しをお願いしたものでございます。

以上、平成30年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

議長 本件について、質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第3号 平成30年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

お諮りします。

各委員会での審査のため、6月12日から6月20日までの9日間を休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、6月12日から6月20日までの9日間を休会することと決定いたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

なお、6月21日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりください。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承をお願いいたします。

小川委員長、議会改革特別委員会は何時から行いますか。

5 番 40分からでどうですか。

議長 それでは、11時40分より議会改革特別委員会を開催いたしますので、よろしく願いをいたします。

(散会時間 午前11時23分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月11日

議 長 古 澤 榮 一

議 員 碓 井 昭 夫

議 員 西 松 巖

令和元年6月21日（第2日）

議 事 日 程 （令和元年6月21日第2日）

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議第25号 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議第26号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第27号 安八町工場立地法に基づく準則を定める条例制定について
- 日程第7 議第28号 安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定について
- 日程第8 議第29号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第34号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議第35号 安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定について
- 日程第11 報第4号 平成30年度安八郡安八町土地開発公社決算報告について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 古 澤 榮 一

○出席議員（9名）

1番 西 松 幸 子	2番 碓 井 昭 夫	3番 西 松 巖
5番 小 川 文 雄	6番 大 平 文 雄	7番 岩 田 讓 治
8番 古 澤 榮 一	9番 山 中 美恵子	10番 渡 邊 明 博

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 渡 邊 均	調 整 監 水 谷 秀 平

建設調整監兼 産業振興課長	岡 田 立	総 務 課 長	山 田 靖
企画調整課長	大 平 共 美	会 計 管 理 者	堀 芳 弘
税 務 課 長	坂 優	住民環境課長	吉 村 等
福 祉 課 長	坂 和 由	建 設 課 長	河 合 一
生涯学習課長	安 井 孝 行	学校教育課長	堀 隆 志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	今 村 厚 士	書 記	定 益 直 子
書 記	土 岐 寿 徳		

(開議時間 午前10時00分)

議長 改めまして、皆さん、おはようございます。

定刻になりましたし、全員おそろいでございますので、ただいまから会議を始めたいと思います。

また、傍聴の皆さん、大勢来ていただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまの出席議員は9名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回安八町定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名いたします。

本日の会議録署名者は、5番 小川文雄君、6番 大平文雄君に指名をいたします。

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いをいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、6番 大平文雄君。

6 番 おはようございます。

きょうも早朝より傍聴ありがとうございます。

私のほうからでは、水道料金について今後の見通しはということで御質問します。

御存じのように、今北側の旧跡地に水道事業所、あるいは給配水池が建設されております。これは補助金は一切ない町単独の事業で、約15億という莫大な金額で改築しておるわけでございます。それがどのように今後水道料金にはね返ってくるか、その辺のところについて御質問をさせていただきたいと思います。

それでは、質問の要旨でございます。

平成30年12月、水道事業の経営基盤を強化することを目指した改正水道法が成立いたしました。経営基盤を強化する対策としては2つあります。

1つは広域連携の推進。自治体の枠を超えた水道事業を広域的に経営することで効率化を進めようとするのでございます。

もう一つは官民連携の推進。水道事業そのものを民間企業に委ねる新たな仕組み、いわゆるコンセッション方式でございます。

広域連携の推進は、近隣の自治体と連携して経営を広域化することで統合した場合、設備を統廃合できるので、長期的に見れば料金体系が安定化すると予想されています。安八町で検討するならば、我が町の立地は東西一級河川に挟まれており、また現在水道事務所が改築され、新たな配水池の設置に向けて進めております。広域連携は考えられません。

もう一つの民間委託（コンセッション方式）についても、このような民間企業の委託については、企業が利益を優先する余り料金の高騰や水質の悪化につながる懸念があり、導入には慎重でなければなりません。

現在、各自治体の水道事業は33%、約3分の1でございますが、赤字経営となっております。幸い安八町の水道料金は県平均よりも低くなっており、収益的収支においては黒字を維持できております。

さて、前にも述べましたように、現在、今後予想される激甚災害にも耐え得るライフライン、水道水の配水の整備を進めているところでございます。ただし工事費は約15億円程度と予定されており、調達には企業債にして対応される予定でございます。さらに、水道事務所の整備後には長期にわたり管路の更新も進めていかなければなりません。

一方、安八町の人口見積もりは、平成27年10月に策定された安八町人口ビジョンによりますと、20年後には約1万4,000人程度まで減少する見通しとなっております。

現在、安八町民は多額の水道インフラ整備による企業債の返済、さらに今後予想される人口減少により給水収益が減少し、水道料金の値上げにつながるのではないかと懸念を抱いております。

安八町の水道料金は、表流水、いわゆる河川とか湖の水ですね。表流水ではなく地下水で供給されており、給水コストは低く抑えられていることから、改正水道法による広域連携、あるいはコンセッション方式でなく、単独での事業運営がベターと考えられます。

水道事業所の改築に係る企業債の償還は、現在約6億円強の留保金が毎年

一部ずつ充当される予定と聞いております。今後予想される管路の更新及び人口減少を勘案すれば、いずれ水道料金の値上げが余儀なくされるのではないかと思います。

そこで、今後の料金体系の見通しについて、所管であります建設課長にお伺いしたいとお願いします。以上でございます。

議 長 建設課長 河合一君。

建設課長 大平文雄議員の御質問、水道料金について今後の見通しはについてお答えをいたします。

人口減少に伴う給水収益の減少、現在行っている水道配水場更新事業やその後予定している水道管の耐震管への更新事業の投資を考慮し、水道事業の中・長期的な経営の取り組みや財政収支の見通しを明らかにするため、平成29年度に安八町水道事業経営戦略を策定しました。

平成30年度にその経営戦略を一部見直し、その財政収支の見通しでは、今後25年は水道料金を値上げすることなく、現行の料金で水道事業の健全を保つことができると試算しております。

議員御指摘のとおり、厚生労働省の調査によりますと、全国的には水道事業者の約3割が赤字経営であり、一般会計から繰り入れを行うなどして事業運営しています。幸いに安八町は豊富で良質な地下水に恵まれ、浄化する必要もなく配水に係るコスト、給水原価が低く抑えられており、水道料金も県下で平均より低く、昭和51年の配水開始以来値上げすることなく健全な経営を続けてまいりました。

しかしながら、25年を過ぎた後は、大平議員が懸念されるとおり、健全な事業経営と一定の内部留保資金を維持しながら施設や管路の更新等の投資を継続的に行っていくためには、企業債の増額発行が必要となり、その企業債の返済利息が人口減少と節水型水道器具の普及による給水収益の減少とともに収支を圧迫し、水道料金を値上げしなければならない時期が到来すると推測しております。

全国的に水道料金の値上げを検討している水道事業者が多いことから、厚生労働省は安易な値上げを避けるため、水道事業者に3年から5年ごとに水道料金の検証と見直しを求める基本方針をこの4月に打ち出したところであり、当町においてもさきの経営戦略の定期的な検証と見直しを図り、引き続

き健全な経営に努めてまいります。

水道は生命にかかわる重要なインフラで、水道法においても低廉な水の供給を目的としているため、有収率の向上はもとより、施設や管路の更新等の投資コストの削減、経営の合理化による経費の削減を図り、将来を担う子や孫の世代に負担を強くないよう、今以上に経営努力を重ね、水道料金の値上げを避けていきたいと考えております。

以上、大平文雄議員への回答とさせていただきます。

〔6 番議員挙手〕

議 長 大平君。

6 番 ありがとうございます。

今つくっております配水池、水道事務所、これにつきましては多額な投資ということで、スマートインターチェンジに匹敵するような大規模な事業というようなことを認識しておるわけでございますが、水道管の管路の布設の更新というのはすぐついて回ってくる、そういう時期に来ておるわけでございます。

お聞きしますと、安八町だけでそれをするると28キロにわたるという、そういうようなこともちょっとお伺いしております。またこれも長期にわたりまして莫大な金額がかかるということでございますが、ただ、水道の収支の見直しというのは国のほうから、厚労省ですか、3年、4年ということで見直しなさいという、検討しなさいという、そういう指示も来ておるといことは、私、承知しておるわけでございますが、それとあわせて町全体で人口対策、移住・定住、こういうようなものを含めて、それから各企業さんは自家水道を使われるということではなかなか安八町の水道水まで行き渡らないかと思いますが、とにかくほかの方面で、水道、建設課というよりも町全体を挙げて人口対策を積極的に進めていただきまして、先ほども言いましたように、1万4,000人、1,000人減っちゃうというようなことを安易的に考えないで、現状を何とか維持できる方策をまた今後引き続き考えていただきたいと、そういうふうに思っております。

25年程度は現状の水準で維持できるということで、町民の皆さんも安心してみえると思います。そういうことで明確な答弁をいただきましてありがとうございました。

私の質問はこれで終わります。答弁は要りません。

議長 それでは次、7番 岩田譲治君。

7番 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、こども園、小学校接続のカリキュラムづくりについてと題しまして、質問をさせていただきます。

保育園から認定こども園に移行いたしました2カ月が過ぎました。

幼児期の教育と小学校教育への円滑な接続の重要性が求められ、保育者と教員が互いに子供の発達や学びの連続性の理解を深め、教育課程の接続に向けた取り組みが大切だという認識で始まったこども園化でございます。

当町の取り組みの現状は、園児の小学校での給食参観や保育者と教員が理解を深める活動を始めたばかりと聞いております。

前にも述べましたとおり、保育者と教員が相互に理解を深めた上で、互いに学び方や方法のよさを取り入れて編成される接続期のカリキュラムづくりが重要だと考えております。

それには、まず保育者と教員の授業・行事参観、研究会などの交流を実施することが第一歩だと考えております。

こういった状況を見据え、教育課程を編成し実施するためには、教育委員会が中心になりリーダーシップを発揮していくことが求められます。担当部局を設置し、体制を整え、組織的に、計画的に研修を重ね、関係者の資質の向上に努め、PDCAのサイクルを回し、施策を進めなければなりません。今後の対応を大いに期待するものでございます。

中でも何よりも大切なのは、縦割り行政ではなく、横のつながりを強め、子供たちのために、そして遊びから学ぶ保育を原点にが重要でございます。

一方、ことし10月からこども園の無償化が始まります。

当町の保育料は他の町より安いという売りはもう通用いたしません。中身で勝負しなければなりません。こども園にかける情熱と知恵比べが始まることでしょう。早急の対応が必要かと思いますが、どのようなお考えでしょうか。

次に、5月の連休明けに、滋賀県と千葉県で園外保育中の園児の列に、公園で保育中の中に車が突っ込んだり、悲惨な事故が起きてしまいました。

当町のこども園は園庭が広く、公道に出ることは少ないと思いますが、遠

足などでの交通事故防止の取り組み、また職員の研修の現状についてお聞かせをお願いしたいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 岩田議員の御質問、園小接続のカリキュラムづくりをについてお答えします。

最初に、こども園から小学校への接続期のカリキュラムづくりについてでございます。

小学校へのスムーズな就学を図るため、本年4月から認定こども園へ移行し、幼児教育を取り入れておるところでございます。

議員御指摘のこども園から小学校への接続は、町においても従来から重要であると考えており、既に事業を実施しているものがございます。

例えば、校長と園長の合同会議を年2回実施しております。これにつきましては、このこども園のスタートを機に年3回にふやしていきたいと考えております。

また、小学校の新任及び中堅教員がこども園で保育体験を実施しております。就学する子供がどんな幼児教育やどんな保育を受けているか、それを理解し認識を深めているところでございます。

そのほか、園小連携事業として教員と保育士が年長児の子供について情報交換を行っているほか、教育支援チームや、また保健師による特別配慮を要する子供を早い段階から支援していくことにも努めております。さらに、こども園の年長児を学校に招いて給食参観を行い、小学生の配膳や食事の仕方を学んでいるところでございます。

これら園小接続に関しましては、認定こども園教育・保育要領や保育指針に幼児期の教育・保育、そして小学校教育との円滑な接続が求められており、また小学校学習指導要領においても幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続の重要性が示されております。

議員御提言の接続期のカリキュラムの作成は、子供たちが円滑に就学できるよう、その具体的な教育・保育を示したものであります。そこで、町としては小学校やこども園を含む教育委員会と福祉課とが横の連携をとり、新たな組織として研究会を立ち上げ、年間の活動計画の整理をし、また企画立案できる能力を養い、将来的には園小接続のカリキュラムの作成につなげてま

いりたいと考えております。

続いて、こども園の無償化に係る対応についてでございます。

少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性から、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、本年10月から実施されるものでございます。年少から年長の全ての子供と非課税世帯に属する未満児について無償化とするものでございます。

議員御心配の園の中身の勝負、いわゆる他の市町の幼稚園や保育園の教育・保育の質については、当町では豊かな自然環境のもと伸び伸びとした保育にマット運動や楽器、ワークなどの幼児教育を始めたところでございますが、認定こども園はまだ4月にスタートしたばかりでございます。今後、他市町の状況を把握しながら、よいところは取り入れていき、安八町独自の特色あるこども園づくりに努めてまいりたいと考えております。

こども園に求められているものは、園児の就学に必要な協調性やしつけであり、これには保育士への教育、指導を行いながら努めてまいりたいと考えております。

続いて、園児の事故防止の取り組み、職員の研修の現状についてでございます。

滋賀県の事故は保育園に園庭がないため毎日園外散歩をしている中での事故でございました。

当町では豊かな自然あふれる園庭があり、十分園内で保育ができておりますが、春と秋の遠足、そして月1回のおにぎりピクニックや園外散歩を実施しておるところでございます。5月にこども園で交通安全教室を開催し、横断歩道の渡り方やルールを警察官から教えていただいております。

事故報道を受けて、こども園では保育士による事前の下見の実施、歩道を歩くときは保育士は道路側を、園児は外側を歩くように、また交差点では園児を囲むように保育士が前に立つことなどを改めて周知したところでございます。

今後は、既に整備をされております健康安全マニュアルに基づき、事故発生時の救急車の要請方法、またほかのところへの連絡方法など、保育士の中で徹底して適切かつ迅速な対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、国におきましては、小学校周辺で導入されておりますスクールゾー

ンと同様のキッズゾーンというものを保育施設周辺への導入が検討されております。これにはいろいろな制約が伴いますが、国の方針を待って、その後検討していきたいと考えております。

以上、岩田議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔7 番議員挙手〕

議 長 岩田議員。

7 番 的確で具体性のある御答弁をいただきまして、ありがとうございました。
再質問はございません。

ただ、私の質問に園小接続に偏り過ぎた部分があり、誤解を招く部分があるといけませんので、私の本意である、あるべき姿の保育について少し補足をさせていただきます。

本来の保育園は遊びを通して学ぶ大切なところでございます。

安八は自然の環境の中で友達と上手に遊べる協調性、あるいは思いやり、自制心、最後までやり抜く頑張る心、粘り強さ、柔軟な発想などを身につける大切な時期でございます。こども園化は小学校1年生への1年前倒しになってはいけないと思います。こども園で行う教育的活動はその一部でなければなりません。

今年度はこども園化の初年度ということで、教育的な部分を過度に強調し、がんがんやってほしいと、そのような質問に捉えられてしまったら、私の言葉足らずでございます。決して私の本意ではございません。

くどうようでございますけれども、主は遊びを通して学ぶ保育の充実、従は園小接続の確実な実施に向けた取り組みと、両方に誠実に取り組んでいただきたくお願いを申し上げ、私の質問といたします。ありがとうございました。

議 長 次、1 番 西松幸子君。

1 番 私のほうからは、通告に従いまして、遊具を増設し家族も集える公園にについて質問させていただきます。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告によりますと、「安八町は子育てしやすい町だと思いますか」という設問に対して、平成21年、平成25年、平成31年に調査した結果、平成31年は就学前児童、小学生とも「たいへんしやすい」「比較的しやすい」が低下し、「あまりしやすいとは思わない」

「非常にしづらい」が上昇しています。

子育てしづらい理由で一番多かったのは、公園などの遊び場が少ない問題があります。

私は、平成28年6月議会でアンヒルパークの公園の維持管理について質問いたしました。町が維持管理すべきはずの公園が見回りもされず、壊れたベンチがあちこちに転がっていて、落ち葉がひどく、園内が汚れていてひどい状態でありました。町長の答弁では、落ち葉については委託契約の中に盛り込まれていなかったため、契約内容を見直し対処しますとあり、適正な整備、維持管理に努めるとありました。

平成29年4月にベンチは設置されましたが、相変わらず落ち葉はひどく、樹木も適正に剪定されず、草も伸び、園内の側溝には落ち葉がびっしりと入っていて汚れているありさまであります。

6月2日日曜日、知人が子供を連れて公園に遊びに行ったところ、毛虫が公園全体にいたのですのですぐに帰ってきたと聞きました。次の日、消毒をするよう伝えましたが、我々家庭でも時期になれば消毒をします。何かあってからでは取り返しがつきません。こんなひどい状態を町長はどのようにお考えでしょうか。

町の子育て支援に期待することについては、子供連れでも出かけやすく、楽しめる場所をふやしてほしいと多くの方が望んでいます。現在の遊具だけでは楽しめる場所には到底なっていません。遊具が少ないので、ほかの市町の公園へ行って遊んでいるのが現状です。

アンヒルパークの完成から24年が経過し、整備も維持管理も十分にされず、深刻な問題であります。安八町の将来を担う子供たちが思い切り十分に遊べる場所がない。こんな悲しいことはありません。未来ある子供たちのために予算を使うべきではないですか。また、公園は災害時の避難場所になっていることから、気持ちよく過ごせる公園でないといけません。

遊具を増設し家族も集える公園の整備について、町長の考えを伺いたいと思います。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、西松幸子議員からの遊具を増設し家族も集える公園にの御質問につきましてお答えをさせていただきます。

平成28年に西松幸子議員から公園の管理についての御指摘をいただきましてから、現在はシルバー人材センターとの委託契約により、週1回アンヒルパーク、北部公園のトイレ掃除と落ち葉など周辺清掃を行っているところでございます。雑草につきましては、年3回シルバー人材センターに委託して草刈りを実施しております。

しかしながら、特に樹木、その中でクスノキにつきましては、春と秋に落葉の時期を迎え、その時期には毎日多くの葉が落ち、作業が追いつかないのが現状でございます。

それを踏まえて、現在年1回行っております公園樹木の剪定作業、この剪定作業は樹木の種類によって多少剪定時期は異なりますが、今後大規模な剪定を実施させていただきまして、それには景観にも配慮して行わせていただきたいと思っております。

先ほど述べましたシルバー人材に委託している週1回のトイレ清掃時で、この落葉時期には重点的に落ち葉の清掃をするように契約内容を見直しさせていただきます。また、職員による年3回の落ち葉清掃をさらにふやしまして、雑草の草刈りについても実施回数を見直しさせていただきます。

毛虫の消毒につきましては、毎年シルバー人材センターに依頼しておりますが、作業予定の日程よりも毛虫が発生する時期が早く、御指摘いただいた状態となってしまいました。大変御迷惑をおかけしております。今後はこの発生状況によく留意して対応していきたいと考えております。

次に、遊具につきましては、今ある遊具の安全第一を最優先として毎年修繕費として約100万円を予算計上してメンテナンスを行っているところでございます。

議員より御指摘のあったとおり、子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書では、公園などの遊び場が少ない、子供連れでも出かけやすく楽しめる場所の整備を望む御意見は多く、最重要課題であると考えております。

また、安八町の防災マップにありますように、アンヒルパークを含む総合運動公園の中には、野球場と隣接する登龍中学校グラウンドが第2次避難所に指定されておりますので、総合運動公園周辺には多くの町民が避難されることが考えられます。議員御提案のとおり、アンヒルパークが有事の際にもくつろげる場となることが求められております。

第五次総合計画では子供の遊び場としての整備、適正な維持管理を掲げておりますが、公園施設の充実、遊具の増設などは前期の基本計画では未執行でございますので、町の財政状況も見ながら後期基本計画の中で方向づけ、家族も集える公園となるように対応させていただきますので、何とぞ御理解を賜りますよう、よろしくお願いします。

なお、町内には6つのこども園がございます。このこども園を有効活用して、土・日・祝日には園庭を開放しております。子供たちの遊び場として開放させていただいておりますので、こちらのほうも町民の皆様に広く御利用いただけるように再度周知をしていきたいと考えております。

以上、西松幸子議員への回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 西松幸子君。

1 番 大変ありがとうございました。

今、町民の方の声は、公園に行くと、草が伸び放題でもう行きたくないと、こういう方がたくさんいらっしゃいます。また、子育て世代のお母さんは、毛虫がいるし怖いし、連れていけない。そういう声が大変多く聞かれます。

見直しをしていく。前回もそうでした。実行されていまして、こんなひどい状況にはなっていませんので、今回はしっかりと対応していただきたいと思います。

また、遊具の増設などに関しましては、町の財政状況を見ながら後期基本計画の中で方向づけるとありますが、もっとスピード感を持って取り組んでいただかないと困ります。何年もこの状態が続いているわけですから、安八町の将来を担う子供たちのことを考えると、早急に行うべきではないでしょうか。

スマートインターができて、県内外から百梅園に多くの観光客がいらっしゃっています。温泉にも寄っていかれるでしょう。子供連れのファミリーだと公園に寄られることもあるでしょう。こうした観光面からしても現在の公園では施設の充実、遊具も十分になく、楽しんでもいただける公園とはなっていません。また、また来てみたいと思っていただけるようにしなければいけません。

そこで、町長に伺います。

施設の充実、遊具の増設などは喫緊の課題だと思いますが、いかがでしょうか。再質問です。

議 長 町長。

町 長 西松幸子議員の再質問に対しましてお答えをさせていただきます。

私も小さな子供さんを持つお母さん方を初め、保護者の皆様方とよくお話を
する機会がございます。その中には、よその町から、よその県から来られ
た方も多々あります。そういった方々とお話をさせていただいておりますと、
おおむね安八町の子育て環境につきましては充実しているという評価はいた
だいております。

ただ、西松幸子議員がおっしゃるとおり、子供たちが安心して遊べる遊具
を含めて、そういう公園がないことに対してやはりいろいろな御意見を伺っ
ておるところでございます。

若者や子供たちを優しく包摂するまちづくりを掲げている安八町としまし
ては、その点、大変心苦しく思っております。もう既に後期基本計画4年が
もう入っております。実質的にあと3年と考えております。その中で何とか
御期待に応えられるように、遊具の整備等そういったものを進めていきたい
と考えております。重要な課題として受けとめております。よろしく願い
します。

〔1 番議員挙手〕

議 長 西松君。

1 番 ありがとうございます。

3年は子供たちにとっては長いと思います。もうぜひ一日でも早くやって
いただきたい事業だと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

私の質問はこれで終わりたいと思います。

議 長 次、5 番 小川文雄君。

5 番 ただいま発言のお許しをいただきました。私が小川文雄でございます。よ
ろしく願いいたします。

それでは、発言通告に基づきまして、御質問させていただきます。

その前に、二、三日前、山形県沖の地震で被災されました皆さんに心から
お見舞いを申し上げたいと思います。

また、このたびの町長選挙におきまして、堀町長さん、3 期目の御当選と

いうことで、おくれませながらお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

そこで、堀町政3期目の政治・政策に対する取り組みについて伺いをいたします。

今月の「広報あんばち」に掲載されておりましたが、どのように社会、経済環境が変化しても、それに耐え得るスリムで足腰の強いまちづくりを進める。また、スマートインターチェンジを種として、土地を耕し、肥やしていく時期、職員と心を合わせて取り組んでいくという決意を述べられたという記事が載っておりました。具体的に何をどうされたいのかということがよくわかりません。改めて町長さんにその御発言についての具体的なお考えをお尋ねいたします。

また、新聞情報によりますと、一自治体がこれまでのように全てを管理する行政運営は難しい。フルセット主義から脱却しなければ安八町は生き残れないと断言されたとのことでございます。

これは平成30年7月に出了されました自治体戦略2040構想研究会の第2次報告を受けての御発言だと思います。しからば、この先、安八町をどのような町にしていくおつもりなのか、その真意をお聞かせください。

私はこの報告内容は、今後の自治体は人口減少等により、その単独運営が困難になります。したがって、各自治体はフルセット主義をやめて、圏域単位で連携をしながら行政運営をしていく必要があると。また、都道府県と市町村は一体となった行政運営をしていく必要があると。各自治体の業務プロセスやシステムを共同化していく必要があると。それと限りなくICTを活用して進める必要があるというような内容だと理解しておりますが、この報告書にこだわりまして、フルセット主義を排除するようなことには私は少し疑問を感じます。やはり今後も引き続き独自性があり、魅力ある個性豊かなまちづくり、フルセットを基本としたまちづくり、これに邁進すべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。

続きまして、喫緊の課題につきまして、その現状と今後の対応についてお尋ねをいたします。

今、まさに直面しております喫緊の課題は山積をしております。しかし、いまだ町民の皆様方にその情報が正しく伝わっていないのではないかという

ふうに思います。

そこで、私が最も心配をしております次の7つの課題につきまして、現状と今後の対応についてのお尋ねをいたします。

まず1つ目でございますが、行政改革への取り組みについてでございます。

町の税収は対前年度比1.6%増とふえておりますが、相変わらず公債残高は高額になっております。また、緊急時対応のための財政調整基金もわずかとなっております。

こんな状況の中で行政改革は避けて通れない課題でございます。具体的な取り組みについて、副町長さんにお尋ねをいたします。

2つ目です。

スマートインターチェンジ周辺の土地利用計画につきましては、開通して1年以上経過する中で、利用者の数が当初見込みを大幅に超えて、ことし3月に2期平均5,600台とのことでございます。このスマートインターチェンジを核とした周辺の土地利用計画の策定と、企業誘致が安八町に新たなまちづくりの核となるということは私も同じ思いでございます。

そこで、今行っていております土地利用計画に係る作業の内容と今後の計画について、企画調整課長さんにお尋ねをいたします。

続きまして、3つ目です。

住宅が建てられない市街化区域があるということでございます。

当然のこと、都市計画地域によっては建物に制限がございます。私が住んでおります中須地区にちょうど10年前に準工業地域に指定された地域があります。その一部の土地は道路の関係で住宅が建てられないという箇所がございます。また、つい最近知ったんですが、そんな土地が実際にあるんです。税金だけが高くなって、家が建てられないという都市計画のあり方はいかなもののでしょうか。なぜそんな状態になってしまったのでしょうか、建設課長さんにお尋ねをいたします。

4つ目です。

空き家対策への取り組みについてでございますが、全国調査によりますと、空き家の数が全国で846万戸、率にして13.6%。岐阜県では14万戸、全体の15.6%ということですが、安八町には割合がわかりませんが、200戸を超える空き家があるということを伺っております。

空き家対策につきましては、以前にも一般質問がございました。町の考え方は、まずは廃屋の撤去が優先で、空き家の有効活用には消極的であるという感じがいたします。

安全性や環境保全の立場からすれば、廃屋の撤去が優先されることは十分理解できますが、移住・定住促進の観点に立てば、空き家の利用促進は効果的な施策となるのではないのでしょうか。

仮に200戸の空き家が全て活用されたとすれば、少なくとも200人を超える人口増につながるのではないのでしょうか。例えば、企業誘致等によって転勤される家族が利用されたり、一方でシェアハウスやグループホーム、あるいはまた古民家カフェなんかの利用も一つだと思いますが、総務課長さんに、御見解をお聞かせください。

続きまして、ゴルフ場問題でございます。副町長さんに端的にお尋ねをいたします。

今現在、裁判の進みぐあいはどんな状態でしょうか。審議中の案件と聞いておりますので公表できない部分があるかもしれませんが、支障のない範囲で御回答をしていただきたいと思います。

次に、情報公開や審査請求等の状況についてでございます。

町民の方からの情報公開や審査請求の件数が非常に多くなっている。そのために危機管理室の職員が昼夜を問わず対応されているとお聞きしております。果たしてその実態はどのようなものなのでしょうか。今後どのように対応されるおつもりなのか、総務課長さんにお尋ねをいたします。

最後になります。

行政懇談会の開催についてでございます。

議会活動の一環として議会報告会を年に1回、3地区において実施してまいりました。ことしで5回目となりましたが、先月3地区で開催をいたしました。御意見、御質問の内容は、毎年のこと、議会活動に対するというよりも行政に関する質問が多くございます。今回の私の質問もこうした報告会での町民の皆さんの声を代弁している部分も多くあります。

この際ですが、行政担当者が直接町民の皆さんと顔を突き合わせて語り合う機会、例えば行政懇談会などを開催していただくよう強く要望いたします。これは町民の方からの御要望でもございます。副町長さんにお考えをお尋ね

します。

以上、長くなりましたが、執行部の誠意ある御回答を期待して質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、小川文雄議員からの1点目の御質問に対しまして回答させていただきます。

少し回りくどくなりますが、丁寧に回答させていただきたいと思っております。

自治体の財政状況をあらわす指標が幾つかございます。

例えば出側、歳出面の財政構造をあらわす指標の中で経常収支比率という指標がございます。人件費とか公債費などの経常的な経費が占める割合をあらわしており、この経常収支比率が高くなれば、財政の硬直化が進み、将来に向けた投資的な経費に使える予算も限られてまいります。

次に入り側、歳入面の財政構造をあらわす指標の中で財政力指数という指標があります。財政力指数は数値が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い自治体ということになります。この数値が1.0を超える自治体は、普通交付税の交付を受けられない不交付団体となります。昨年、平成30年度で全国で77の市町村が不交付団体となっております。逆に、全国の市町村の3割ほどが0.3を下回る状況でもあります。

そのほか自治体の貯金に相当する基金保有額の中で、年度間の財源調整のために設置される基金、財政調整基金、これの積立額なども財政状況をあらわす数値の一つでもあります。

安八町はこれまで安八スマートインターチェンジも含めて積極的に公共施設などのインフラ整備に取り組んできました。それを可能としたのは、企業などからの安定した税収入が背景にありました。しかし、大企業の事業撤退などにより安定した歳入構造が崩れ、投資的経費に制約を受ける硬直化した歳出構造になってきております。先ほど述べた各種指標は厳しい数値となってきており、財政調整基金も大幅に減少してきております。

人口減少、超高齢社会がさらに進む中で、安八町がこれらの社会、経済環境の変化にも耐えられる持続可能でこれからも存在感あふれる町にしていくためには、まず現状の財政構造を変えていかなければならない。それにはス

リムで足腰の強いまちづくりを進めていかなければならないと考えてきました。ここで言うスリムとは歳出構造、足腰の強いの意味するところは歳入構造を表現したものでございます。

さまざまな問題を抱える中ではありますが、行財政全般を見直し、一つ一つ着実に取り組み、スリムで足腰の強い町の実現を図っていきます。

喫緊の課題といたしましては、こども園の統合であり、スマートインターチェンジ周辺の土地利用見直しと企業誘致であり、行財政改革推進プランの策定とともに全体の方向性を示していきたいと考えております。

次に、安八町の明るい未来を生み出す安八スマートインターチェンジという財産を私たちは手にすることができました。この安八スマートインターチェンジを種、スマートインターチェンジ周辺の将来像を豊かな森と最近表現することが多くありました。豊かな森とは産業が集積したエリアをイメージしておりますが、スマートインターチェンジという種を育み、豊かな森の形成に向け、職員一同心を合わせて取り組んでいきたいと考えております。その果実として豊かな雇用の場の確保と町財政の安定化につなげていきたいと考えております。

最後に、現在、第32次地方制度調査会が安倍総理大臣から諮問を受け、人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える2040年ごろから逆算し顕在化する諸問題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について調査審議を重ね、あと1年ぐらいの中で答申が出されるということになっております。

指摘されておるとおり、2040年には高齢化率が40%を超える自治体も出てくるというデータも示されております。働く人は減り、自治体の税収も落ち込む。これまでのような全て自前のフルセットでの自治体運営が難しくなるということも指摘をされております。その中で中心となる都市を中心に、広域での連携による圏域という新たなガバナンスも検討されていると言われております。国からどのような方向性が示されるかわかりませんが、我々地方自治体を取り巻く環境は厳しい状況にあることは間違いのないと思っております。

15年前、小さくてもきらりと光る町を目指して、自立と自律、立つの自立

とみずから律する自律、この2つを掲げて西濃圏域合併協議会を離脱してまちづくりを進めてまいりました。確かに全て自前でフルセット、いろいろなものが備わっている町というのは理想でございます。ただ、この令和の時代の中で安八町がどうあるべきかということで、今後行財政改革推進プラン策定の中で公共施設のあり方なども含めて検討し、方向性を出していきたいと考えております。

以上、小川議員の1点目の質問に対する回答とさせていただきます。

2点目の喫緊の課題への御質問につきましては、副町長、各担当課長から答弁をさせていただきます。

多くの方から御信任をいただくことができました。課題が山積しておりますが、不退転の決意を持ち真摯に対処していく所存でございます。議員各位におかれましても、どうか御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。回答とさせていただきます。

議 長 次に、副町長 岡田武史君。

副町長 小川文雄議員御質問の2点目、喫緊の課題についての現状と今後の対応につきまして7点ございますが、私のほうから1点目、行財政改革の関係、5点目になりますゴルフ場訴訟の関係、最後7点目になります行政懇談会の関係につきましてお答えをさせていただきます。

1点目でございます。行財政改革への取り組みについてでございます。

本町の財政状況は非常に逼迫している状況でございます。地方債の償還、医療費の助成などの扶助費や下水道事業会計への繰り出しなどが増額しており、経常収支比率も高く、財政の弾力化も損なわれ、硬直化が進んできております。

平成23年度以降は、行財政改革推進プランそのものは策定しておりませんが、行財政の健全化に向け諸事業、諸経費の見直しなどを随時進めてきております。しかし、結論づけ、方向づけが難航し、遅々として進んでいないものもございます。

ただいまはスマートインターチェンジ周辺の土地利用の見直し、企業誘致を最重要施策として推進しておりますが、即効的に効果があらわれるものではございません。

こども園の統合、施設の運営方針などを向こう数年かけ検討するとしてい

る案件もございますが、一刻も早く行財政体制の確立、財政力、組織力の強化を図ってまいりたいと考えております。

なお、施設の使用料等につきましては、行財政改革とは別になりますが、消費税率の引き上げの関係で見直しをお願いする予定でもございます。

また、そのほか土地開発公社の経営健全化などへも取り組んでまいらなければなりません。悠長に構えているいとまはございません。できるものから来年度の予算などへ取り入れてまいりたいと思っております。

できましたら、ことしの9月ごろには大筋を取りまとめさせていただき、議員の皆様とも御協議をさせていただきたいと考えております。強い危機感、信念を持ち行財政改革を断行してまいる所存でございますので、どうか御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、5点目のゴルフ場訴訟問題についてでございます。

ゴルフ場用地の土地賃貸借契約が更新されないまま3年目に入りました。

平成29年9月議会において土地明け渡し請求の訴訟の提起につきまして議決をいただいた上で、同月26日付で提起して以降、ことしの6月時点で11回目の弁論準備手続が行われました。この弁論準備手続とは、原告、被告の双方が法廷で主張し合うための争点を整理するという手続のことでございます。

8月には、いよいよ尋問が予定されるところまで参りました。裁判官の訴訟指揮に従っているとはいえ、裁判の進行スピードが遅い感もございます。地権者の皆様の猶予もこれ以上は御無理を言えないところかと思っております。本町の弁護士や地権者の皆様ともよく協議し、地権者の皆様に対しましても、また本町に対しましても最善の方向に向かうよう最大限努力をしてまいります。

続きまして、7点目でございます。行政懇談会の開催についてでございます。

以前は中央公民館などで行政懇談会を開催し、主にその年度の主要事業等について御説明をさせていただいていたこともあったと思っております。

現在は行政懇談会の名目での開催はしておりませんが、第五次総合計画にも基本目標の「みんなで協働する参画・交流のまちづくり」の中で、住民参加の促進を施策の大綱に掲げております。

議会議員の皆様におかれましては、小川議員さんも御質問の中で触れられ

ておみえでございますが、小学校下で議会報告会を開催されてみえます。

町としましても本町の発展、活性化に向け、まちづくりに対し御意見などをお聞かせいただければと思っております。開催の時期、形態などを十分に精査をさせていただきます、前向きに開催する方向で検討してまいりたいと考えております。

小川議員が御指摘されるとおり、住民の皆様に対し情報の提供が行き届いていないところもあるかと思います。いろいろな媒体、懇談会などを通じ、情報、状況を提供させていただき、皆様方の御理解、御協力をいただきながら行財政運営に当たってまいりたいと考えております。

以上で小川議員御質問の中の3項目についての回答とさせていただきます。
議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 小川文雄議員の2点目の御質問、スマートインターチェンジ周辺の土地利用計画についてお答えをさせていただきます。

本定例会で地区計画区域内の建築制限に関する条例制定の議決をいただきましたら、この28日に地区計画の決定告示へと手続を進めさせていただき、来年度、令和2年度には市街化区域へ編入させていただく予定でございます。

面積は約38ヘクタールを予定しております。職員でプロジェクトチームを編成し、関係者全体の説明会や個別訪問により事業への御理解、御協力をお願いしているところでございます。

現時点では、多くの皆様から御同意をいただいておりますが、全員の方から御同意をいただけるよう、今後とも努力してまいります。

また、並行し企業誘致も進めているところでございます。町長も陣頭に立ち、優良企業の誘致に積極的に活動をしております。

工事の関係についてでございますが、土地開発公社の工業団地造成事業として施行してまいります。関係者の方との状況にもよりますが、できれば年内を目標に測量設計に着手し、来年度、令和2年度から用地取得の手続に入っていきたいと考えております。

造成事業といたしましては、全体が完了するまでに約4年間と予定しております。もちろん企業さんの進出など、町にとりましてありがたいお話をいただければ、前倒しで進めさせていただくことになります。

いずれにいたしましても、この事業は町の命運を左右するものでございま

す。スピード感、熱意を持ち進めてまいりますので、議員各位におかれまして、どうか御支援賜りますようお願い申し上げます。

議 長 建設課長 河合一君。

建設課長 小川文雄議員の３点目の御質問、家屋が建てられない市街化区域についてお答えをさせていただきます。

市街化区域への編入や地区計画決定の際、街区を形成し、宅地利用のための基本的な生活道路として区画道路を計画しますが、拡幅が必要となる区画道路の整備は各地区計画の運用方針により、町が施行主体となるところもありますが、個人や開発業者が主体となる場合もございます。道路幅員は地区計画区域で異なりますが、おおむね６メートルでございます。

しかしながら、町の財政状況などにより区画道路の整備がおくれ、議員御指摘のとおり、家屋が建てられない市街化区域があることも承知をいたしております。道路整備等が行き届かないところもあり、大変申しわけなく思う次第でございます。

市街化区域編入の目的とする地域の活性化、町の発展には区画道路の整備が必要であり、さらに住環境の整備を図ることが人口増加施策にもつながるものと考えます。

今後は現況の把握を最優先に実施し、家屋が建てられるよう関係者の方とも合意形成を図りながら、計画的、効率的な道路整備を検討し、解消に努めてまいります。どうか御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 総務課長 山田靖君。

総務課長 小川文雄議員の４点目、空き家対策への取り組み、それから６点目の町民からの情報公開や審査請求等につきましての御質問に対するお答えをさせていただきます。

まず、４点目の空き家対策への取り組みについてでございます。

平成28年11月に設置されました空家等対策協議会におきまして、毎年空家相談会を開催しており、空き家所有者等からのさまざまな相談を受けまして解決策を検討しているところでございます。

町内で危険空き家と思われる物件の所有者に対しましては、民法や条例上におきまして家屋等を適正に管理するようお願いする文書や直接面談をし、

また連絡をするなど個別に対応をしているところでございます。

このように、すぐに解決には至らないのが現状ではございますが、解決に至らない要因といたしましては、空き家の立地条件で市街化調整区域内に立地する場合、売却が困難であることや建物の老朽化によることが多くありますが、最大の要因は取り壊し、除却等に係ります費用の問題が一番であると考えております。

岐阜県におきましては、市町村の空き家等対策の推進を支援するため、市町村が行う空き家の利活用や除却に関する事業に対しまして、平成29年度から補助制度を設けております。空き家対策を推進するため、壊すべきものは除却し、またはリフォームすれば利活用が可能なものとなり、移住・定住につながるのではないかと考えております。

今後は県の補助制度を活用しながらどのような支援、対策が最も有効であるのか、効果的であるのか、当町の実情に応じた補助内容等を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、6点目の情報公開や審査請求等につきましてでございます。

令和元年6月16日現在の状況を御報告させていただきます。

まず、情報公開請求につきましては、平成29年度からの累計で計2,651件、内訳といたしましては、平成29年度76件、平成30年度1,552件、令和元年度1,023件でございます。請求の頻度といたしましては、平成30年12月からほぼ毎日15件から20件を受理している状況でございます。

次に、審査請求につきましては、平成29年度からの累計で計339件、内訳といたしましては、平成29年度6件、平成30年度29件、令和元年度は304件でございます。特に令和元年6月11日から13日までの3日間で、情報公開審査請求260件を受理している状況でございます。

続きまして、住民監査請求につきましては、平成29年度からの累計で計108件、内訳といたしましては、平成29年度が16件、平成30年度が66件、令和元年度が26件でございます。平成31年4月1日からは3日に1件の割合で受理している状況でございます。

なお、受理状況や審査請求の処理状況につきましては、町のホームページにて公表させていただいておりますので、町民の皆様方も御確認できる状況となっております。

さて、今後の対応につきましては、情報公開請求につきましては条例の規定に基づき適正に対応してまいります。

続きまして、審査請求でございますが、情報公開審査請求につきましては行政不服審査法や安八町情報公開条例の規定に基づき、その他の行政処分につきましては行政不服審査法の規定に基づき適正に対応してまいります。

次に、住民監査請求でございますが、地方自治法242条の規定に基づき、適正に対応してまいります。

いずれにいたしましても、法律や条例に基づく請求でありますので、法律や条例に基づき適正に対応していきますが、昨今の状況等の変化に対応するため、条例改正等も視野に入れながら検討してまいりたいと思います。

以上、小川文雄議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議 長 小川文雄君。

5 番 ただいまは町長さん以下執行部の皆さんから、かなり詳しく御回答を御答弁いただいたと認識しました。

その中で、2つ、3つ確認の意味で、要望も含めてお願いをしたいと思いますが、行財政改革の取り組みについてでございますけれども、収入が上がって支出が減る、こんないいことはないんですが、しからばどう手を打つか。1つには公共料金を上げたり税金を上げたりというような改革が想定されますが、今回10月に予定されております消費税の関係でやむなく公共料金が上がるというものはさておきまして、間違ってもこの際という考え方で便乗値上げをするような愚策をとっていただくことに関しては絶対にあってはならないと私は思いますので、そこらあたり十二分にお願いをしたいということでございます。

行政改革という前に、私は職員さんの意識改革から始めないかと常々思っております。同じ事業でも第1条、趣旨・目的を十二分に理解して、投資するお金を少なくとも削りながら知恵を出すと、そういう気持ちをまず持つと。予算がないからできないとか、これだけの予算が欲しいとかそういうことではなくて、そういう気持ちで施策に当たっていただきたい。それが行財政改革のまず一歩だと私は常々思っております。よろしくお願いをいたします。

それから、スマートインターチェンジ周辺の土地利用でございますが、町長さんも森を育てると、森にするんだということでございますが、これは一つ間違えますと、莫大な経費を投入するわけでございますから、安八町が消滅する、もう町ではなくなってしまうというような恐ろしい結果につながらないとも限らないと私は思います。ぜひぜひ事をせいてやるのではなくて、十二分にお考えをいただいて、慎重に進めていっていただきたい。絶対に失敗は許されない。後世に負の遺産を残さないという町長さんの御発言も前にございました。そういうことのないように計画を進めていただきたいということでございます。

それから、監査請求やら情報公開請求、お聞きするにかなりの数、件数が出されておるということでございますが、先を見越して法令に準じて適正に処理をするんだというふうにお答えでございましたが、それで果たして適正に処理できるかどうかという、逆に心配がございます。

それよりも、むしろなぜそんな事態になっておるのかと。その原因といえますか、根本的な問題について、いま一度よくお考えいただきたいと思います。

それから、最後の行政懇談会。前向きに検討するとおっしゃいましたが、検討だけでなく、もうあしたにでもやっていただけるようなスピード感を持って対応していただきたいということを要望としてつけ加えさせていただいて、質問を終わります。御回答は結構でございます。

議長 以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたしたいと思います。この時計で11時40分から再開をいたしたいと思います。よろしくお願いします。

(午前11時25分 休憩)

(午前11時40分 再開)

議長 それでは、再開をいたします。

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前、付託事件を審査していただきましたので、報告を求めます。

まず最初、議会改革特別委員長及び総務産建常任委員長 小川文雄君。

5 番 それでは、議会改革特別委員会の御報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和元年6月11日火曜日、午前11時38分から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

事件及び審査の結果。

5月15日から17日の3日間にわたり、町民の意思を的確に反映できる機会を確立するために、今年度で5回目となる議会報告会を開催しました。

今回の報告内容としては、平成30年度議会活動報告、令和元年度重点事業について報告をいたしました。3会場合わせて78名の参加があり、うち18名から御意見、御質問をいただきました。

質疑応答の内容を精査して、8月発行の議会だよりから順次掲載をすることにいたしました。

少数意見留保はありません。

その他もございません。以上でございます。

続きまして、総務産建常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和元年6月14日金曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。

付託事件及び審査の結果。

議第25号 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定、議第27号 安八町工場立地法に基づく準則を定める条例制定、議第28号 安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定は、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

議第29号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会にかかわる部分を原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保はありません。

その他として、現地視察として、三洋電機住宅の跡地に進出されたゲンキ一株式会社に行き、部長さんから施設の概要の説明を受けました。また、あわせて施設内を見学いたしました。以上でございます。

議長 続きまして、民生文教常任委員長 碓井昭夫君。

2 番 それでは、民生文教常任委員会の御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

日時でございますけれども、令和元年6月13日木曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部のうち羽山福祉課課長補佐は体調不良のため欠席でございました。その他の関係執行部は全員出席でございます。

付託事件及び審査の結果でございますけれども、議第26号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

議第29号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会にかかわる部分を全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見留保の有無につきましてはございません。

その他でございますけれども、現地視察は、中央こども園にて、こども園になって2カ月がたっておりますけれども、保育がどう変わったのか園長さんより説明を受けました。また、その後施設内を見学させていただきました。以上でございます。

議 長 以上で委員会報告を終わります。

議 長 日程第4、議第25号 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第25号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第5、議第26号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正す

る条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第26号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第6、議第27号 安八町工場立地法に基づく準則を定める条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第27号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第7、議第28号 安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第28号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第8、議第29号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第29号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第9、議第34号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。
提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の9ページをお願いいたします。

議第34号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第34号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事の請負契約を締結するものとする。

令和元年6月21日提出。安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、旧水道管理棟撤去及び配水池築造工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、4億8,600万円。4. 契約の相手方、岐阜県大垣市神田町2丁目55番地、T S U C H I Y A・高田特定建設工事共同企業体、代表者 T S U C H I Y A株式会社、代表取締役社長 土屋智義。

本件は、平成29年度より計画的に進めております水道配水場の老朽化に伴う更新並びに耐震化事業の一部で、今回は旧水道管理棟の取り壊し撤去及び

ステンレス配水池 1 池の築造工事で、工期は 3 月末を予定しております。工事の請負契約に当たり、安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第 34 号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第 10、議第 35 号 安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の 11 ページをお願いいたします。

議第 35 号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第 35 号 安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定について。

次のとおり、安八町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定を締結するものとする。

令和元年 6 月 21 日提出。安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 協定の目的、安八浄化センターの建設工事委託。
2. 工事の場所、安八町牧 3838 番地。3. 工事の概要、土木・機械設備工事一式。4. 委託契約金額、1 億 2,000 万円。5. 協定の相手方、東京都文京区湯島 2 丁目 31 番 27 号、日本下水道事業団、理事長 辻原俊博。

本件につきましては、安八浄化センターの長寿命化に伴い、平成28年度より電気・機械設備等の更新を日本下水道事業団に全面委託し、計画的に実施しております。本年度以降につきましても、引き続き汚泥棟最終沈殿池等の水処理設備に係る土木・機械設備の改修工事を本事業団に委託し進めていくため、安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第35号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第11、報第4号 平成30年度安八郡安八町土地開発公社決算報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 報第4号につきまして、朗読並びに御説明をさせていただきます。

報第4号 平成30年度安八郡安八町土地開発公社決算報告について。

平成30年度安八郡安八町土地開発公社決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり報告するものとする。

令和元年6月21日提出。安八郡安八町長。

お手元の安八町土地開発公社決算報告書をごらん願います。

1ページをお願いします。

総括事項でございます。「安八町第五次総合計画」の基本理念を踏まえ、

公社経営の健全化並びに企業誘致の推進に努めてまいりました。

続きまして、理事会での議決事項でございます。5議案を御審議いただき、全て議決、承認をいただいております。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、理事及び監事の就任の状況でございます。

3ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。単位は円でございます。

1の事業収益241万900円。

2の事業原価482万5,832円でございます。事業総損失は241万4,932円でございます。内容につきましては、安八町への道路買収の土地売却でございます。また、附帯等事業につきましては、公社保有地の賃料でございます。

3の販売費及び一般管理費でございますが、鑑定評価代などで49万8,280円。事業損失は291万3,212円でございます。

4の事業外収益、受取利息は預金利息であり、また雑収益は町からの公社運営補助金などでございます。事業外収益の合計は1,541万6,540円となっております。

5の事業外費用、支払利息は212万1,709円。特定土地と完成土地等に係ります借入金の利息でございます。差し引きしまして、経常利益1,038万1,619円となっております。

当期純利益は1,038万1,619円となり、前期繰越欠損金4億2,699万3,830円、合わせまして欠損金合計は4億1,661万2,211円となっております。

4ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。こちらも単位は円でございます。

資産の関係でございます。

1の流動資産と2の固定資産、定期預金及び3.長期未収金でございますが、合わせまして資産合計は7億3,538万7,789円でございます。

続きまして、負債の関係でございますが、2の固定負債、長期借入金でございます。負債合計は11億4,700万円となっております。

続きまして、資本の関係でございますが、1の資本金としましては500万円、2は欠損金でございますが4億2,699万3,830円でございます。合わせまして、資本合計はマイナスの4億1,161万2,211円となっております。よって、

負債資本合計は7億3,538万7,789円でございます。

5ページをお願いします。

キャッシュフロー計算書でございます。1年間の現金の動きをあらわすものでございます。

1の事業活動によるものでは、土地の移動等に伴う土地の売買、支払利息などで、合わせまして1,644万6,760円。3の財務活動につきましては、長期借入金の関係でマイナスの1,700万円となっております。

期首の残高に合わせまして、最下段6でございますが、期末の現金残高は1,371万6,280円となっております。

6ページの財産目録は、先ほど4ページ、貸借対照表と内容は同じでございますので省略をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

欠損金処理計算書でございます。

前期繰越欠損金、当期純利益合わせまして4億1,661万2,221円、こちらを全額次年度へ繰り越すものでございます。

以下、8ページ以降になりますが、土地の移動明細、また期末繰越明細のほうを添付させていただいております。

以上、平成30年度安八町土地開発公社の決算報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、報第4号 平成30年度安八郡安八町土地開発公社決算報告についてを終わります。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了いたしました。

これをもって令和元年第2回安八町議会定例会を閉会といたします。

なお、13時30分、午後1時30分から全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いをいたします。

(閉会時間 午後0時05分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年6月21日

議 長 古 澤 榮 一

議 員 小 川 文 雄

議 員 大 平 文 雄